

東都市計画道路の変更(伊勢崎市決定・案)

都市計画道路中 3・4・4号総合運動公園通り線及び3・4・5号新町小泉線を廃止する。

理 由

本市では、近年の社会経済情勢や土地利用などの変化による本市の目指すべき都市像との整合を図るべく、まちづくりの基盤となる都市計画道路について、未整備区間を対象に必要性及び実現性の検証を行った。

この結果、これら2路線は都市計画決定時に比べて必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上も支障がないことから、全線について廃止するものである。

東都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	総合運動公園通り線	佐波郡東村大字田部井字町田道上	佐波郡東村大字東小保方字二本松	佐波郡東村大字東小保方字水殿	約1,640m	地表式		17m	・自動車専用道路 北関東横断道路と 立体交差1箇所 ・幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3・4・5	新町小泉線	佐波郡東村大字東小保方字新町	佐波郡東村大字東小保方字二本松	佐波郡東村大字東小保方字岡ノ前	約990m	地表式		17m	・幹線街路と平面交差2箇所	

(変更後)

なし

総括図

3・4・7号 国定上田線 W=17m L=2,210m (県決定)
 3・4・7号 国定上田線 W=17m L=1,510m 2車線 (県決定)

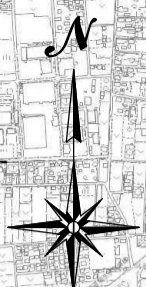
3・4・6号 北部幹線 W=17m L=2,840m (県決定)
 廃止 (県決定)

3・4・5号 新町小泉線 W=17m L=990m (市決定)
 廃止 (市決定)

3・4・4号 総合運動公園通り線 W=17m L=1,640m (市決定)
 廃止 (市決定)

3・4・8号 南部幹線 W=17m L=1,580m (県決定)
 3・4・8号 南部幹線 W=20m L=550m 2車線 (県決定)

東都市計画区域



S=1:20000 (A3)
 0 200 400m

変更前	黄色
変更後	赤色
変更しない部分	青色

区域施設区分	用途地域等区分	容積率 (%)	高さ制限 (m)
行政界	第1種低層住居専用地域	80	40
都市計画区域	第2種低層住居専用地域	100	50
市街化区域	第1種中高層住居専用地域	100	50
D I D 地区 (H27年)	第2種中高層住居専用地域	-	-
都市計画公園	第1種住居地域	60	-
都市公園	第2種住居地域	200	-
特別緑地保全地区	準住居地域	-	-
工業団地造成事業区域	商業地域	80	-
土地区画整理事業区域	準工業地域	400	-
地区計画区域	工業地域	60	-
防火地域	工業専用地域	200	-
準防火地域	市街化調整区域	50	-
下水道施設	その他区域 (非線引き白地)	70	-
都市計画火葬場	特別用途地区 (第1種特別業務地区)	-	-
都市計画道路	特別用途地区 (第2種特別業務地区)	-	-
都市高速鉄道	特別用途地区 (第3種特別業務地区)	-	-
都市計画ごみ焼却場	特定用途制限地域	-	-
都市計画汚物処理場			

計 画 図 (1/3)



S = 1 : 2500 (A3)

0 50m

3・3・1号東中央1号幹線

17m

3・4・4号 総合運動公園通り線 W=17m L=1,640m(市決定)
廃止(市決定)

1・3・1号北関東横断道路

北 関 東 自 動 車 道

伊 勢 崎 市

凡 例	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 し な い 部 分	

さき東
の
会
館

計画図 (2/3)



S = 1 : 2500 (A3)
0 50m

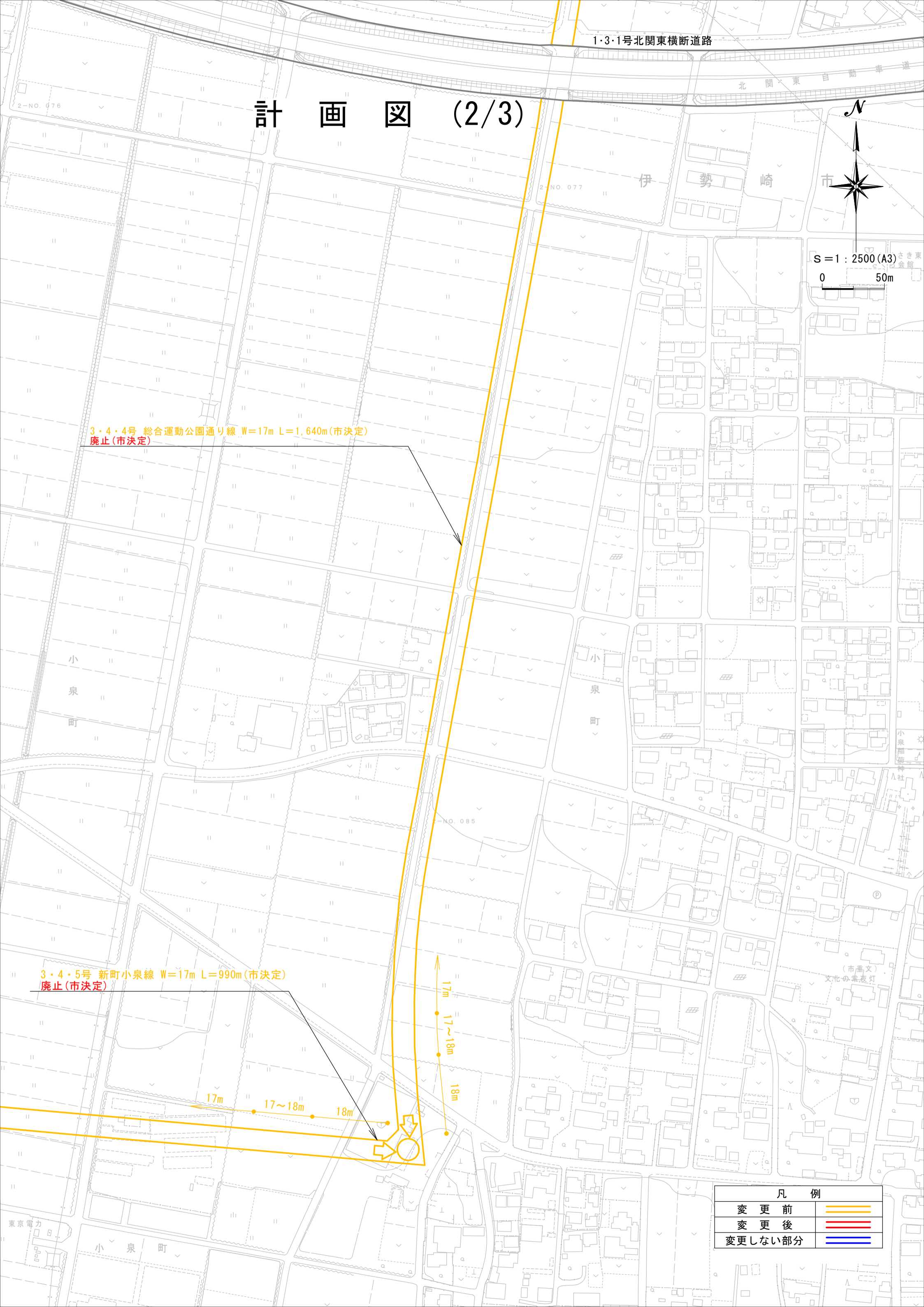
3・4・4号 総合運動公園通り線 W=17m L=1,640m(市決定)
廃止(市決定)

3・4・5号 新町小泉線 W=17m L=990m(市決定)
廃止(市決定)

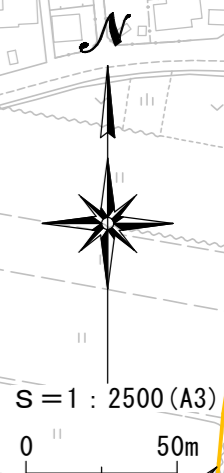
17m
17~18m
18m

17m
17~18m
18m

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	



計画図 (3/3)



3・4・4号 総合運動公園通り線 W=17m L=1,640m(市決定)
 廃止(市決定)

3・4・5号 新町小泉線 W=17m L=990m(市決定)
 廃止(市決定)

3・4・3号南北中央幹線

凡 例	
変更前	
変更後	
変更しない部分	

